

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成22年 8月11日作成

許認可等の種類	行政財産の使用許可
法令名	はこだてグリーンプラザ条例および同条例施行規則および同条例運用方針
根拠条項	はこだてグリーンプラザ条例第3条
法令の定め	市長は、市民の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、はこだてグリーンプラザ(以下「グリーンプラザ」という。)の一部について次の各号に掲げる行為に伴う使用を許可することができる。
審査基準	<ol style="list-style-type: none"> 1) 演芸会、音楽会または展示会その他これらに類する催し 2) 商行為または募金 3) 前2号に掲げるもののほか市長が特に認めるもの
標準処理期間	10日
申請先	(株)はこだてティーエムオー (電話 24 - 0033)
備考	